

岩手県監査委員告示第19号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県東京事務所
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成23年10月13日
  - (2) 本監査実施日 平成23年11月11日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年1月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
タクシーの利用に当たり、タクシー券利用の根拠となる契約を締結していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	タクシー券の使用契約については、平成23年10月27日に契約を締結した。 なお、契約手続等業務一覧を作成し、再発防止に努めることとした。
ふるさと岩手応援寄付の受入りに当たり、減額調定していないものが2件、300,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ふるさと岩手応援寄付の受入れについては、毎月収入額集計表で調定内容の収入額の確認を改めて行い、再発防止に努めることとした。